

令和2年11月

議 事 録

白浜町農業委員会

白浜町農業委員会議事録

1. 招集日時 令和2年11月13日(金)午後1時30分

2. 開 会 令和2年11月13日(金)午後1時30分

3. 開 議 令和2年11月13日(金)午後1時30分

4. 閉 会 令和2年11月13日(金)午後3時00分

5. 委員定数 14名

6. 会議に出席した委員は次のとおりである。

1 番 尾崎 義治	2 番 柏木 彰文	3 番 鈴木 隆文	4 番 田中 英二
5 番 山本 孝一	6 番 市川 博	8 番 高垣 啓	9 番 藤原 久恵
10 番 杉谷 孫司	11 番 寒川 敏行	12 番 小野 真一	13 番 小阪 孝太郎
14 番 楠本 徹男			

7. 会議に欠席した委員は次のとおりである。

7 番 後呂 豊

8. 職務で会議に出席したものの職氏名は次のとおりである。

局 長 古守 繁行 係 長 榎本 隆司 主 査 橋本 昂樹 主 査 濱口 大輝

9. 議事日程

議題

報告第12号	農地の形状変更について	1件
報告第13号	認定電気通信事業の空中線の設置について	1件
議案第39号	国土調査法に基づく地籍調査にかかる地目の認定について	1件
議案第40号	非農地証明について	2件
議案第41号	農地法第3条の規定による許可について	1件
議案第42号	農地法第5条の規定による許可について	3件
議案第43号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	16件

10. 会議に付した事件 議事日程のとおり

11. 会議の経過 会長が議長席に着き、開会を告げ、議事日程を報告した。

事務局長 皆さんこんにちは。
定刻となりましたので、只今から11月の農業委員会を開催させていただきたいと思います。
それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
それでは、只今より会議に入らせていただきます。
本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、7番の後呂 豊 委員でございます。

また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区の推進委員さんが出席いただいております。

それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。4番の田中 英二委員と12番の小野 真一委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

4番委員、12番委員 はい。

議長 それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきます。

議長 報告第12号 農地の形状変更についてを事務局より報告願います。

事務局 はい。報告第12号 農地の形状変更につきましてご報告いたします。
議案書の1ページをお願いいたします。
対象地は、〇〇字〇〇、〇〇で、地目はいずれも、台帳、現況ともに田、面積はそれぞれ、84 m²、292 m²の、合計 376 m²です。
申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。
50cm の農地の嵩上げです。
理由は、面積が狭く、水稻栽培に適さないため届け出ましたとのことです。

以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第12号につきましては、報告とさせていただきます。
続きまして、報告第13号 認定電気通信事業の空中線系の設置につきまして、事務局より報告願います。

事務局 はい、報告第13号 認定電気通信事業の空中線系の設置についてご報告いたします。
議案書の2ページをお願いいたします。

対象地は〇〇字〇〇で、地目は、台帳が田、現況が畑、面積は193㎡の内4㎡です。
賃借人は、〇〇の〇〇で、賃貸人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。
理由は、携帯電話サービスエリア拡大をするため、アンテナを設置しますとのことです。
以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第13号につきましては、報告とさせていただきます。
続きまして議案第39号 国土調査法に基づく地籍調査にかかる地目の認定についてを上程いたします。地籍調査室から説明願います。

地籍調査室 国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定についてご説明申し上げます。
該当場所は、白浜町、〇〇地区、字〇〇・〇〇、〇〇地区、字〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・
〇〇、〇〇地区、字〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇、〇〇地区、字〇〇です。
最初に資料の説明をさせていただきます。まず30ページ目をご覧ください。白浜町図を添付しておりますが、
緑色の部分が該当地区となっております。地目認定に係る変更内容でございますが、1ページ目の表の右欄に

図面番号 1-1 や 1-2 等の記載をしています。例えば、図面番号 1-1 というのは、32 ページの図面 1 の丸 1 番の土地という形に対応させておりますので、あわせてご覧いただければと思います。

それでは、内容説明に移らせていただきます。

(1) 農地の全部を変更する物件が 229 筆ございます。田から雑種地に変更する物件が 5 筆、田から原野に変更する物件が 3 筆、田から山林に変更する物件が 14 筆、図面上に雑種地はオレンジ、原野は灰色、山林は緑に着色しております。次に、畑から宅地に変更する物件が 2 筆、畑から雑種地に変更する物件が 54 筆、畑から原野に変更する物件が 5 筆、畑から山林に変更する物件が 146 筆、図面上に宅地は黄色、雑種地はオレンジ、原野は灰色、山林は緑に着色しております。

続いて、(2) 農地の一部を変更する物件が 5 筆ございます。

田から雑種地に変更する物件が 2 筆、畑から宅地に変更する物件が 1 筆、畑から雑種地に変更する物件が 2 筆、図面上に宅地については黄色、雑種地はオレンジに着色しております。

(3) 農地のままで一部を変更する物件が 7 筆ございます。

田から畑に変更する物件が 6 筆、畑から田に変更する物件が 1 筆、図面上に畑は赤色、田は灰色に着色しています。

(4) 農地のままで全部を地目変更する物件が 36 筆ございます。

田から畑に変更する物件が 32 筆、畑から田に変更する物件が 4 筆、図面上に畑は赤色、田は灰色に着色しています。

(5) 異地目の全部を農地に地目変更する物件が 8 筆ございます。

山林から畑に変更する物件が 5 筆、宅地から畑に変更する物件が 2 筆、雑種地から畑に変更する物件が 1 筆、図面上に赤色に着色しています。

(6) 異地目の一部を農地に変更する物件が2筆ございます。
宅地から畑に変更する物件が1筆、山林から畑に変更する物件が1筆、図面上に赤色に着色しています。

続きまして、公共長狭物(道路や水路等)への変更です。

(1) 農地の一部を変更する物件が29筆ございます。
田から公衆用道路への変更が15筆、畑から公衆用道路への変更が14筆、図面上に公衆用道路は灰色に着色しています。

(2) 農地の全部を変更する物件が36筆ございます。
田から公衆用道路への変更が7筆、畑から公衆用道路への変更が28筆、田から用悪水路への変更が1筆、図面上に公衆用道路は灰色、用悪水路は青色に着色しています。

続いて6ページをお開き下さい。

これは地目変更土地一覧表となっております。真ん中に若干太いタテ線が入っております。この線の左側が調査前の土地の表示で、左から字、地番、地目、地積、所有者の住所、氏名となっております。太いタテ線の右側が調査後の土地の表示で、左から地番、地目、変更の範囲、図面番号を記載しております。図面番号につきましては、図面1~9と対応しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

続いて24ページからも同じように

地目変更土地表の公共長狭物に関する一覧表となっております。

先ほどの一覧表と同様に、真ん中の太いタテ線から左側が調査前、右側が調査後の土地の表示となっております。

以上で簡単ではございますが、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定についての説明を終わります。

議長 地籍調査室より説明がありました。現地調査をしていただいた委員さんにご意見をお伺いしたいと思います。
〇〇地区、〇〇地区、〇〇・〇〇地区でございます。
〇〇地区につきましては、〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 問題ございません。

議長 〇〇地区につきましては、〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 〇〇・〇〇地区につきましては、〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方、ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第39号につきましては、承認することに決定致します。それでは、地籍調査室に退席していただきます。

～ 地籍調査室 退席 ～

続きまして、議案第40号 非農地証明について上程致します。
2件ございますが、一括して事務局から説明願います。

事務局

はい。議案第40号 非農地証明についてご説明いたします。
まず、1番につきましてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。
申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳は田、現況は雑種地、面積は58㎡です。
申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。
平成8年頃から雑種地とのことです。
申請理由は、隣接地が集会所となり、〇〇区から当該地を駐車場として利用させて欲しいとの申し出があり、同意しました。そして、平成8年頃に駐車場として整備し、現在に至っておりますとのことです。

続きまして、2番につきましてご説明いたします。
申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳は田、現況は宅地、面積は107㎡です。
申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。
昭和62年頃から宅地とのことです。
申請理由は、〇〇地区には集会所がなく、〇〇区から当該地は町道にも隣接し、規模も最適であるため、当該地を集会所として、利用させてほしいとの申し出があり、同意しました。そして、昭和62年ごろに集会所を建築し、現在に至っておりますとのことです。

なお、1番、2番につきましては、10月30日に〇〇番の〇〇委員、〇〇番の〇〇委員、〇〇地区の〇〇委員、〇〇地区の〇〇委員に現地調査をしていただいております。

現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。
～スライド説明～

以上です。ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 事務局からの説明を終わります。
本件につきましては、大字は〇〇でございますが、〇〇地区となります。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺い
します。

〇〇委員 はい。事務局の説明の通り、この間、現地確認をしました。問題はありません。

議長 他の委員さん方いかがですか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第40号につきましては、申請通り承認い
たします。
続きまして、議案第41号 農地法第3条の規定による許可についてを上程致します。
事務局より説明願ひします。

事務局 はい。議案第41号 農地法第3条の規定による許可についてをご説明いたします。
議案書の6ページをお願いいたします。
申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は530㎡です。
譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。
所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、8,355㎡となります。
申請理由は、譲受人においては、譲渡人から当該地をもらい受けてほしいという相談を受け、耕作地の隣接で
あるため、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、当該地を相続しましたが、私は農業経験もな
く、親戚である譲受人に相談し、本申請に至りましたとのことです。

また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。

精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などがございます。

以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。
本件につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

委員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第41号につきましては、申請通り承認いたします。
続きまして、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について上程致します。
3件ございますが、一括して事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。
まず、1番につきましてご説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。
申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は317㎡です。
譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳 持分2分の1、〇〇の〇〇さん〇〇歳 持分2分の1です。

所有権移転を伴います駐車場への転用申請です。

申請理由は、当該地は姉が所有していましたが、病気で亡くなったため、姉妹で相続しました。しかし、私たちは農業を営んでいません。また、私たちは高齢で、体力的に管理が困難であります。今般、知人の紹介で、分譲住宅会社に売却することに決め、本申請に至りましたとのこと。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。

続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は379㎡です。

借人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

20年間の使用貸借権を伴います個人住宅への転用申請です。

申請理由は、当該地は昨年まで近所の方が耕作してくれていましたが、今年度より耕作できないとの申し出がありました。また、私は耕作する時間がありません。今般、私の長男夫婦が新居を建築するにあたり、実家の近くである当該地に住宅建築をしたく、本申請に至りましたとのこと。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。

続きまして、3番につきまして、ご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は232㎡です。

譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

所有権移転を伴います個人住宅への転用申請です。

申請理由は、譲受人より当該地に住宅を建築したいとの申し出があり、承諾したため、本申請に至りましたとのこと。

なお、本申請地の農地区分は、ほ場整備事業を行った区域内のため第1種農地となりますが、将来的には農地以外の土地として利用するという計画で非農用地として換地処分された土地です。

また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。

精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。

現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。

～スライド説明～

以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。

1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

〇〇委員 譲渡人と譲受人が反対ではないですか。

事務局 申し訳ございません。反対になっています。資料が間違っていますので、作り替えまして、皆様に会議終了までにお配り致します。

議長 2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 買い手が見つかって、よかったです。異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

委員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第42号につきましては、申請通り承認いたします。
続きまして、議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。
事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。
議案書の14ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。
利用権設定件数は16件、34筆で、27,208㎡となっております。
1番と2番、5番から10番、14番と15番につきましては、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。
11番と12番が賃借権の設定です。
続きまして、詳細についてご説明いたします。

1番についてご説明いたします。議案書の16ページをお願いいたします。
申請地は、〇〇字〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、746㎡、793㎡の、合計1,539㎡です。

借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。
令和2年12月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。
なお、利用権設定後、〇〇の〇〇を貸付先として予定しております。
〇〇については、8番、9番、10番についても貸付先として予定しております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の18ページをお願いいたします。
申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は809㎡です。
借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。
令和2年12月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。
なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の20ページをお願いいたします。
申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は畑、面積は1,000㎡です。
借人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。
令和2年12月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は花卉栽培です。

続きまして、4番についてご説明いたします。議案書の22ページをお願いいたします。
申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は畑、面積は482㎡です。
借人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。
令和2年12月1日から5年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は花卉栽培です。

続きまして、5番についてご説明いたします。議案書の24ページをお願いいたします。
申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は畑、面積は452㎡です。
借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。
令和2年12月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、6番についてご説明いたします。議案書の26ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇、字〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ 993 m²、2,666 m²、2,956 m²の、合計 6,615 m²です。

借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

令和2年12月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

なお、利用権設定後、〇〇の〇〇を貸付先として予定しております。

〇〇については、7番についても貸付先として予定しております。

続きまして、7番についてご説明いたします。議案書の28ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、571 m²、1,010 m²の、合計 1,581 m²です。

借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

令和2年12月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、8番についてご説明いたします。議案書の30ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は 707 m²です。

借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

令和2年12月1日から5年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、9番についてご説明いたします。議案書の32ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は 633 m²です。

借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

令和2年12月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、10番についてご説明いたします。議案書の34ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇、字〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、497 m²、442 m²の、合計 939 m²です。

借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

令和2年12月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、11番についてご説明いたします。議案書の36ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも畑、面積はそれぞれ、284 m²、1,226 m²、280 m²、700 m²、277 m²の、合計 2,767 m²です。

賃借人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、賃貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

令和2年12月1日から3年間の賃借権の新規設定で、利用目的は、字〇〇が梅栽培、その他が水稻及び野菜栽培です。

続きまして、12番についてご説明いたします。議案書の38ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも畑、面積はそれぞれ、839 m²、158 m²、780 m²、370 m²、452 m²の、合計 2,599 m²です。

賃借人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、賃貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

令和2年12月1日から3年間の賃借権の新規設定で、利用目的は水稻及び野菜栽培です。

続きまして、13番についてご説明いたします。議案書の40ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇、〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも畑、面積はそれぞれ、509 m²、472 m²、1,254 m²の、合計 2,235 m²です。

借人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

令和2年12月1日から30年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、14番についてご説明いたします。議案書の42ページをお願いいたします。
申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は1,342㎡です。
借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。
令和2年12月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。
なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、15番についてご説明いたします。議案書の44ページをお願いいたします。
申請地は、〇〇字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、509㎡、558㎡、892㎡、423㎡の、合計2,382㎡です。
借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。
令和2年12月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。
なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、16番についてご説明いたします。議案書の46ページをお願いいたします。
申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は1,126㎡です。
借人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。
令和2年12月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長

事務局からの説明を終わります。

1番から4番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 5番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ありません。

議長 6番と、7番は大字〇〇ですが〇〇地区となります。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ありません。

議長 8番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 9番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 10番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 11番から13番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 11番については、現在、休耕中ですが、草刈りを実施しており、保全上問題ありません。12番につきまし

ては現在、畑として耕作しており、保全上問題ありません。13番につきましては、畑として耕作しており保全上問題ありません。3点とも問題ございません。

議長 14番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 特に異議ございません。

議長 15番、16番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方がいますか。

〇〇委員 教えてください。〇〇について、あちらこちらの場所で申請をしていますが、非効率で、もう少し住所地の近くとかにまとめた方が効率的だと思います。

事務局 事務局としても気にはなっているところです。農協からも中間管理から照会してもらった際、もう少しまとめたらという話もしていただいたが、とりあえず、面積を確保していきたいという意向がありますので、このまま進めているという状況です。

〇〇委員 株式会社はだれが運営していますか。

事務局 実際に〇〇名の方で運営しています。その内〇〇名が、申請と同じ〇〇で〇〇歳代の方と、もう1名の方で会社を運営しています。

- 〇〇委員 農業の実績はどうか。
- 事務局 〇〇月に入ってから、新規で会社を立ち上げて、経営者の方も今まで農業は行っていません。営農の方に通って指導を受け、農業の勉強をされ、その中で農地を耕作しています。
- 〇〇委員 もっと条件の良い、作業効率のいい所でまとまってするのであればよいと思いますが、あちらこちらで移動と管理だけでも非効率だと思います。本気でやっているのなら、もっと大きな土地を貸してあげるということもできたと思います。
- 〇〇委員 今の意見ですが、私も気になって事務局に尋ねたら、農協の営農指導の方が関わっていて、我々も辞めたらどうかということではなく、農協が窓口となってやっているのです、そちらを優先したいと思います。
- 〇〇委員 農協の営農指導は誰がしているのですか。
- 事務局 〇〇と〇〇さんの2名で対応していただいています。
- 〇〇委員 〇〇に一度聞いてみます。
- 議長 ちょっと待ってください。この申請について、基本的なことは、農業をしようという気持ちがある人について、資格があるのかないのかというより、我々の立場としたら、受け容れなければいけないという立場ではないかと思えます。あちらこちらで借りることは個人的には心配もしていますが、農業委員会の立場として、新規就農したいという人の気持ちをどのように受け入れるかということの方が大事に思えます。
- 〇〇委員 議長のいう事は十分わかりますが、受け付けた時点で、もっと色々必要な条件を指導するのが当たり前で、そのまま受け付けることについて話しています。

〇〇委員 農協が関わっているのです、彼らはその辺を指導しているのではないのですか。

〇〇委員 できていないと思います。

〇〇委員 一度、本人に聞かないとわかりません。

議長 申請人は誰になっていますか。県ですね、申請について説明してください。

事務局 中間管理の事業について、所有者から中間管理機構に貸し付けて、農業委員会で許可を出して、県の方で耕作者に貸し付ける、県の許可になります。今回たくさん飛び地がありますが、耕作していない土地を農協が窓口となって、集積していくというような事です。農業委員会でできるのは所有者から中間管理への許可であります。

〇〇委員 目的というのは、経済的にも将来性もあります。

〇〇委員 私も農業委員をしています、申請が上がってきて、初めて知り現地を確認した状態です。〇〇さんとは家も近いし、事前に話があれば、その土地は野菜には向かないとか助言もできたが、全く話がありませんでした。申請が上がってきて初めて、株式会社まで立ち上げていると聞いて、驚いているところです。

事務局長 制度的には、先程、事務局から説明しましたように、所有者が中間管理機構に土地を貸し出し、中間管理機構が相手方を探すということが基本です。主旨としましては、このような遊休農地を貸手から借手にスムーズに結びつけるというものです。確かに〇〇さんの心配はありますが、ただ、農業委員会としては、〇〇についても農業を営む権利はあるのですから、その中で農協に相談しながら申請が出てきたということで、申請そのものについて、許可するか許可しないかです。しかし、今後この方達がどうなっていくか、その事を含め、本人

達が初めて農業をするということで、やってみて、その時、サポートをして、少しでも農業を続けていけるような環境をつくっていく、本日は認可をして少し様子を見るということにならざるを得ないかと思えます。

〇〇委員 あちこち地区もまたがってはいは、サポートも指導もしようがないと思えます。趣味で他に生活の当てがある人であればよいが、農業で暮らしていくのであれば、なかなか難しいと思えます。

議長 少し休憩しましょう。

議長 再開します。休憩をさせてもらったのは、我々農業委員会として、農業をしようという意思をもった方をどのように判断するか、例えばこういった意見があり、ダメですよということになったら、理由をきちんとしておかないといけないと思えます。、我々の立場としたら、そういった方に力を入れていかなければならないという中で、その辺を事務局長から説明願います。

事務局長 先程の説明と重複する部分もあると思えますが、ご容赦いただきたいと思えます。中間管理機構というのは、あくまで貸方と借方の間に入って行うということです。今回、貸方、借方共に合意の上、計画してできてございます。本来の中間管理機構というのは、農業の後継者がどんどん増えていって農業が振興していくのが一番望ましい話であります。遊休農地を貸したい、借りたい人を見つけるのが難しい、それを解消するための制度ですので、今回、間に入って合意をさせたということでございます。例えば、借りた人がやらなかった場合、中間管理機構が入っていなかった場合は、両者間でトラブルになり、全て草むらになってしまいますが、中間管理機構が間に入っている場合は、まず中間管理機構が指導し、それでもダメな場合は元に戻して、所有者に返すこととなります。ご心配の草まみれの状態が続くということにはならないということです。今回は決定せざる得ないと思えます。逆に、決定しないという理由が見当たらないということとなります。経営という面に関しましてはおっしゃることはわかりますし、恐らくそういう風になってしまうだろうと、十分わかります。この方は、来月も申請が上がってきて、それだけでなく、どんどん規模を広げて行くという意思で、我々としても、ありがたい話です。

- 議長 事務局長から説明がございましたが、他に何かご意見ございませんか。
- 〇〇委員 管理機構が間に入ってでも上手く行かなかった場合でもきちんと元に戻すと、事務局長の説明でしたが、実際、出来ていないところが何件もあります。同じ〇〇で何件か6反ほど、中間管理機構が入っているのに、借りるのは〇〇さんで、〇〇さんだったら、他にもたくさん借りているのに、新しくでてきた若い人に、同じ北富田の地区で効率のいい案件がある中、あちらこちらの谷で申請上がって、管理も何も、水も井戸を掘らなくては、非常に効率が悪い、考えられないです。私の範囲はここからここまでで問題ないですとそれぞれに問題はないが、3人揃えたら無茶苦茶な回答で、それぞれには責任はない、悪いわけではないが、役場が悪いのですか。地元の子、他所から来た人でも助けてもらって農地守っていかなければという前提があるのなら、大事に育てていかななくてはなりません。
- 議長 言いたいことはわかりますが、例えば組織の中で、法律の中で承認するならするだけの、承認しないならしないだけの理由がなかったら、組織として報われないと思います。先程、事務局で調べてくださいと言ったのです。就農してもらったら農業委員会としてもこれ程楽なことはないが、新規就農してもすぐに辞めていきます。
- 〇〇委員 確認ですが、農業委員会としての責任の範囲はどこまでですか。例えば今回、貸し借りですが、借り手の人の収益まで考慮に入れて審議をしなければいけないのでしょうか。私が思うに、そこまで心配しないといけないのは今後、監督責任のある農業公社に移っていくのではないかと思います。農業委員会としての責任の範囲を教えてください。
- 議長 申請人は農業公社です。
- 〇〇委員 本当はそこまで考えてあげるのが人情上、大切なことですが、農業委員会としてどの範囲まで審議するかとい

うことが一番大事であって、その域から超えた審議は不要ではなかろうと思います。

会長 ありがとうございます。心配なことがあっても決定の時は、法に基づいて適用していくというその通りだと思います。

〇〇委員 そこまでするのであれば、今まで審議してきた物件、全てに携わってくる問題ですので、農業委員会そのものの審議の責任として、ものすごい範囲になってくると審議がしにくくなってきます。そこまで考えなければならぬとなると、推進委員として相当な責任がでて、幅の広い範囲で物件の見直しを行っていかなくてはならないと思います。物件を檢視しても資格が難しくなるのではないかなと思います。農業委員会なら、農業委員会の責任の範囲をはっきりしておく必要があるのではないかなと思います。

〇〇委員 私は、今言われたような意味で発言したのではありません。申し込んだ人、皆がうまくいくようにと思い、これは余りにも今までの経験からしたらうまく行くように思わないので、もう少し受付の段階で話しをしていくのが、この地域の農業を守る中で、新規就農者を大事にしなくてはいけないと思います。農業委員会は丸かバツか、線を引いて、一切責任ないと、それはその通りだが、地域をよくして行こうとしたときに、うまくいかないようなことをしている人にアドバイスするとか、そういったことがあったのか、ここで返答できるのか、おかしいという感覚があったのなら言ってもらったら、その人と話をさせてもらおうし、意見もするが、いきなり丸かバツかと、今日の審議は終わりです、ではいけないと思います。

〇〇委員 私は、責任の範囲をはっきりしておく必要があると思います。

〇〇委員 責任はないです。先程の局長の説明のように、法にも何にも触れてない、一切責任はないです。

議長 貴重な意見だと思いますが、議長として、言われていることは審議外ではないが、我々がどうするかということについては、申請人はあくまで農業公社であって、こういった色んな意見が出ましたよといったことを十分、

農業公社にも申し入れするという形で承認をいただきたいと考えます。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第43号につきまして、計画の決定を承認致します。しかし、ご意見については申し入れをしたいと思います。

議長 以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。
続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

事務局 ①新嘗祭に係る献穀献納について
以前、農林水産課の方から、新嘗祭の件でご相談させていただきましたが、この度、〇〇委員のお米が宮内庁に献納されました。本来であれば、皇居において献穀献納式にご参加いただくところでありましたが、コロナ禍のため献納のみの実施となりました。簡単ですがご報告をいたします。

②新年会について

事務局からは以上です。

議長 報告事項は以上でございます。
他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和2年12月4日(金)午後1時30分から富田事務所 2階 会議室での開催を予定しております。
それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。

楠本会長は、午後3時00分に閉会を宣した。

閉会終了 午後3時00分

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、別紙原本に行っています。